

「ふくい移住Instagram投稿キャンペーン」 業務委託仕様書

1 業務の目的

都市部の若者・子育て世代等が、SNS上で本県のリアルな生活環境や移住関連情報にアクセスしやすい環境を構築し、本県への移住のきっかけづくりやつながりづくりを行うため、SNS上の本県の生活環境や移住に関する情報量を増やすためのキャンペーンを行う。

2 業務の名称

「ふくい移住Instagram投稿キャンペーン」業務

3 委託期間

契約日から令和7年12月31日まで

4 業務内容

(1) SNS投稿キャンペーンの企画・運営

- ・福井県定住促進課Instagramアカウント(ふくい移住(@fukui_e_ijyu))を活用し、キャンペーンを実施すること。
- ・キャンペーン実施期間を提案の上、別途県と協議すること。
- ・キャンペーンを通じて、上記アカウントのフォロワー数が確実に増える仕組みを構築すること。
- ・実施にあたっては、特に県内の幅広い層から本県の生活環境を投稿してもらえよう、周知広報を工夫すること。なお、県外在住者の投稿を妨げるものではない。
- ・キャンペーンへの応募にあたっては、以下①指定のハッシュタグの投稿を求めること。そのほか、本県の生活環境の魅力を表現するタグを別途指定や例示し、投稿を求めること。
 - ① #福井移住
 - ② 本県の生活環境の魅力を表現するタグ
- ・キャンペーン期間中、上記2つの指定ハッシュタグを付けた投稿であり、かつ福井の生活環境の魅力が表現された投稿をリポストし、情報の拡散を図ること。リポストの目安は、キャンペーン期間中最低30件以上とし、100件を上限とする。
- ・リポストに当たっては、投稿者本人の同意を得ること。投稿者本人の同意が得られなかったものについては投稿しないこと。
- ・キャンペーン応募者に対して、本県を代表する特産品や工芸品、本県の魅力に触れられるような体験コンテンツなどを景品として設定し、投稿の拡大を図ること。
- ・景品の目安としては、上位景品を3点程度設定し、リポスト該当投稿者に対しても景品を贈るなど、投稿を拡大させる工夫をすること。
- ・景品調達・発送にかかる経費の一切については、本事業運営費の中で、明確に区分経理を行うこと。

5 実績報告について

(1) 業務報告

キャンペーン実施期間中、毎週指定のハッシュタグ投稿件数をとりまとめ、集計対象週の翌週中に、

県が指定する様式や方法により報告すること。

業務の遂行に際して必要な資料等は、受託者において手配するものとし、費用は契約金額に含むものとする。

(2)実績報告

委託事業が終了したときは、委託期間終了日までに実績報告書を定住促進課あてに提出するものとする。

6 その他の条件等

(1)福井県定住促進課Instagramアカウント(ふくい移住(@fukui_e_ijyu))活用にあたっての留意事項

- ・受託者は、県が定めるソーシャルメディア運営管理要領および運用ポリシーを遵守すること。
- ・キャンペーン実施期間中であっても、県定住促進課が当該アカウントを使用した情報発信を行うことがあることに留意すること。

(2)個人情報の取扱い

受託者は、委託業務を通じて取得した個人情報については、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(3)業務の再委託

本業務の全部又は一部を第三者に委託することはできない。ただし、部分的な業務について、書面により知事の承諾を得たときは可能とする。

(4)権利の帰属

本業務により制作された資料等に係る著作権、所有権は、原則として委託料の支払いが完了したときに受託者から県に移転するものとする。

なお、キャンペーン実施にあたり、以下の点を明示すること。

キャンペーン応募作品の著作権は、応募した撮影者本人に帰属するものであること。応募作品に撮影者以外の第三者が写っている場合、当該第三者の同意を得ること。

また、応募者に対しては、以下に掲げる目的で福井県が応募作品の全部または一部を、期間の制限なく、無償で使用(複製、表示、掲載、公表、展示、頒布、上映、公衆送信、翻案などを含む)することおよび第三者に使用させることを承諾するものとする。応募者は、福井県および福井県から事業の受託を受けた事業者(再委託先も含む)に対し著作者人格権(※)に基づく権利の主張を一切行わないものとし、応募に当たって生じた損害について、福井県および福井県から事業の受託を受けた事業者(再委託先も含む)は、その責めを一切負わないものとする。

※応募された写真の使用にあたり、必要に応じてトリミングやデザイン処理などの加工をする可能性がある

- i) 福井県の運営するホームページ、SNS等を使用すること。
- ii) 福井県のポスター・移住ガイドブック等制作物・事業報告書へ掲載すること。
- iii) 投稿写真の内容によっては、福井県定住促進課公式 Instagram アカウントのタイムラインにリポスト(再投稿)等すること。リポストに当たっては、応募者本人の同意を得て実施するものであること。
- iv) その他、福井県がその事業のために不特定多数に対して応募作品を活用すること。

(5) 県への報告

受託者は、事業の実施状況について適宜県へ報告することとし、連絡調整を行う責任者を定めた上で、県からの指示、問合せ、連絡に対し、速やかな対応を可能とすること。

(6) その他

本業務の経理を明確にするため、受託者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。

本業務に関連する書類や会計帳簿、その他の収支に関する証拠書類を整備し、委託業務の終了年度の属する年度の終了後5年間保存すること。

委託業務期間中はもとより委託業務機関終了後も、当該業務で知り得た機密情報や個人情報等について厳重に取り扱うこと。

その他、契約書および仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して決定するものとする。